

○浅麓環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領

平成27年3月1日

規程第1号

改正 平成27年8月20日規定第2号

(趣旨)

第1 この要領は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成27年浅麓環境施設組合条例第1号)第2条に掲げる契約(以下「長期継続契約」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(長期継続契約の考え方)

第2 長期継続契約は、第3及び第8のとおり解除条件付きの複数年契約であるが、地方自治法第234条の3後段の規定により、各年度の予算の範囲内で執行される翌年度以後の債権債務が確定していない契約でもある。

(契約期間)

第3 長期継続契約の契約期間は、次のとおりとする。

- (1) 事務用機器、業務用機器その他の物品の賃貸借に関する契約 対象物品に応じて個別に定める
- (2) ソフトウェアの賃貸借に関する契約 対象物品に応じて個別に定める
- (3) 前2号に係る保守に関する契約 前号で定める期間以内
- (4) 庁用自動車の賃貸借に関する契約 7年以内
- (5) 施設、設備等の維持及び管理に関する契約 5年以内

2 前項に規定する契約に係る契約書に記載する契約期間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第1号から第4号までに規定する契約(以下「リース契約」という。) 複数年にわたる期間
- (2) 第5号に規定する契約(以下「業務委託契約」という。) 当該契約の締結の日から当該年度の3月31日までの期間とし、契約条項に次の項目を設けるものとする。

第〇〇条 本契約は、甲(組合)乙双方に異存がなければ平成〇〇年〇月〇日まで延長される。

(法令・規則等の適用)

第4 長期継続契約に関する契約の事務に係る法令、条例、規則等の適用については、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める額により判断するものとする。

(1) リース契約 当該契約の複数年にわたる期間における契約金額の総額

(2) 業務委託契約 当該年度予定価格

(小諸市物品購入等請負人選定委員会における審議)

第5 小諸市物品購入等請負人選定委員会による審議が必要な業務委託契約に係る長期継続契約については、小諸市物品購入等請負人選定委員会において審議するものとする。

(条件付解除条項)

第6 長期継続契約の契約書に「翌年度以後において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。」旨を明記するものとする。

(損害賠償)

第7 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条に定める項目の契約において、損害賠償条項が必要な場合は、次の項目を契約書に明記するものとする。

第〇〇条 甲（組合）は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって乙に通告するものとする。

2 前項の規定による契約の解除に伴い、乙に損害を与えたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約金額)

第8 リース契約の契約金額は、複数年にわたる期間における契約金額の総額又は1か月当たりの契約金額とする。

2 業務委託契約の契約金額、当該年度の契約金額とし、翌年度以後の各年度の契約予定額を次のように契約書に明記するものとする。

平成〇〇年度の契約金額は〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円）となる。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成27年8月20日規定第2号）

この要領は、平成27年9月1日から施行する。